

3受文科施第222号

令和3年10月15日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長 殿
科学技術・学術政策研究所長
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

下 間 康 行

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定について（通知）

令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第10条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針が策定された旨、木材利用促進本部長（農林水産大臣）より別添のとおり通知がありました。

基本方針では、建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等が示されています。

については、貴職におかれても、同基本方針を踏まえ、建築物における木材の利用の促進に関する取組を積極的に推進されるようお願いいたします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会教育長においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事においては所轄の学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長においては所轄の学校設置会社に対して、周知願います。

【本件担当】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

環境施設企画係 福山、佐中

電話：03-5253-4111（内線2292）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp